

健康保険法施行規則第九十八条第十一号及び船員保険法施行規則第八十六条第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部を改正する件（案）（概要）

1. 概要

健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号。以下「健保令」という。）第 41 条及び船員保険法施行令（昭和 28 年政令第 240 号。以下「船保令」という。）第 8 条では、高額な医療費負担の軽減を図ることを目的とした高額療養費の支給について定めており、健保令第 41 条第 1 項第 2 号及び船保令第 8 条第 1 項第 2 号においては、「特定給付対象療養」を高額療養費の対象とする旨を規定している。「特定給付対象療養」はそれぞれの規定において「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養」と規定されている。

「特定給付対象療養」における当該「その他厚生労働省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養」については、健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号。以下「健保則」という。）第 98 条第 1 号から第 10 号まで及び船員保険法施行規則（昭和 15 年厚生省令第 5 号。以下「船保則」という。）第 86 条第 1 号から第 11 号までにおいて規定され、さらに、健保則第 98 条第 11 項及び船保則第 86 条第 12 号において、これらの健保則及び船保則で掲げられた医療に関する給付に準ずるものとして厚生労働大臣が定める医療に関する給付についても規定されている。当該「厚生労働大臣が定める医療に関する給付」については、健康保険法施行規則第九十八条第十一号及び船員保険法施行規則第八十六条第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（昭和 59 年厚生省告示第 155 号。以下「告示」という。）において具体的に規定されている。

今般、平成 30 年 6 月 27 日健発 0627 第 1 号厚生労働省健康局長通知「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」に基づき、平成 30 年 12 月診療分より、B 型肝炎又は C 型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の患者に対して行われる入院医療に対し、公費負担医療として、患者の自己負担額を 1 万円まで助成する「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業」が開始されることに伴い、特定給付対象療養として、新たに、「平成三十年六月二十七日健発〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」による医療費の支給」を、告示に追加することとする。

2. 根拠条項

- ・健保則第 98 条第 11 号
- ・船保則第 86 条第 12 号

3. 告示日及び適用日

告示日：平成 30 年 11 月下旬（予定）

適用日：平成 30 年 12 月 1 日